

船橋市介護に関する入門的研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市介護に関する入門的研修（以下「研修」という。）の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この研修は、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進するために行うものである。

(対象者)

第3条 企業等で定年退職を予定している者や、中高年齢者、子育てが一段落した者、地域住民、学生、その他市長が適当と認めた者とする。

(実施主体)

第4条 研修の実施主体は、船橋市（以下「市」という。）とする。

2 市は、研修の円滑な実施のため、研修業務を委託することができるものとする。

(研修内容及び時間数)

第5条 研修の内容及び時間数は、以下のとおりとする。なお、効果的な研修を行うために必要があると市長が認める場合には、研修内容を追加することができる。

(1) 基礎講座（研修時間数 3時間）

ア 介護に関する基礎知識（研修時間数 1.5時間）

○介護に関する相談先（市区町村の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所）

○介護保険制度の概要（サービスの種類、利用手続き、利用者負担など）

○介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど）

イ 介護の基本（研修時間数 1.5時間）

○介護における安全・安楽な体の動かし方（ボディメカニクスの活用）

○介護予防・認知症予防に使える体操（介護予防の理解、手軽に取り組

める指先や手などを使った体操の紹介)

(2) 入門講座 (研修時間数 18時間)

ア 基本的な介護の方法 (研修時間数 10時間)

○介護職の役割や介護の専門性

○生活支援技術の基本 (移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法)

○老化の理解 (老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など)

イ 認知症の理解 (研修時間数 4時間)

○認知症を取り巻く状況 (認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など)

○認知症の中核症状と BPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行による変化

○認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障害などの基本的な知識

○認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方

ウ 障害の理解 (研修時間数 2時間)

○障害の概念や障害者福祉の理念 (ノーマライゼーションや ICF の考え方)

○障害特性 (身体、知的、精神、発達、難病等) に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴などの基本的な知識

○障害児者及びその家族に対する支援や関わり方

エ 介護における安全確保 (研修時間数 2時間)

○介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識

○介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に係る知識

(研修内容の免除等)

第6条 船橋市認定ヘルパー養成研修実施要領 (平成28年船橋市要領。) に基づく船橋市認定ヘルパー養成研修修了者については、市長の判断により研修内容の一部を免除することができる。

(定員等)

第7条 受講者の定員、実施の回数・時期・場所については、諸般の事情を勘案し、年度ごとに別に定めるものとする。

(受講者の管理)

第8条 受講者の管理は、船橋市介護に関する入門的研修受講者名簿（第1号様式）により行うものとする。

(修了証明書)

第9条 研修を修了した者（以下「修了者」という。）には、修了証明書（第2号様式）を交付するものとする。なお、基礎講座のみ又は入門講座のみの修了者にも修了証明書を交付することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

修了証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、介護に関する入門的研修

基礎講座

入門講座

基礎講座及び入門講座

を修了したことを証明する。

年 月 日

船橋市長

(介護に関する入門的研修実施事業者名)